

◎北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員
制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との
間の協定の更新に関する交換公文

(略称) ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の
更新取極

昭和五十四年	三	月	三十	日	モスクワで
昭和五十四年	三	月	三十	日	効力発生
昭和五十四年	五	月	二一	日	告示

(外務省告示第一一四号)

目次

ページ

日本側書簡		一〇六三
協定の更新		一〇六三
ソ連邦側書簡		一〇六四

(北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の更新に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百七十二年四月十八日にモスクワで署名された北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に関し、同協定の規定が千九百八十年二月二十九日まで適用されるものとするを日本政府に代わつて提案する光榮を有します。

本使は、前記の提案がソヴィエト社会主義共和国連邦政府にとつて受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡をこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十九年三月三十日にモスクワで

日本国特命全權大使 魚本藤吉郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ヴェ・エム・カーメンツェフ閣下

ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

(ソ連邦側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十九年三月三十日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府が日本国政府の前記の提案を受諾したことを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成し、その合意が千九百七十九年三月三十日から効力を生ずることを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十九年三月三十日にモスクワで

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ヴェ・エム・カーメンツェフ

日本国特命全權大使 魚本藤吉郎閣下

(Письмо советской стороны)

г. Москва, "30" марта 1979 года

Ваше Превосходительство,

Имею честь подтвердить получение Вашего письма от 30 марта 1979 года следующего содержания.

(Содержание письма японской стороны)

Имею честь сообщить Вашему Превосходительству, что Правительство Союза Советских Социалистических Республик согласно с вышеизложенным предложением Правительства Японии, и подтвердить, что письмо Вашего Превосходительства и настоящее ответное письмо составляют Соглашение между двумя Правительствами по данному вопросу, которое вступает в силу с 30 марта 1979 года.

Пользуясь настоящим случаем, чтобы выразить уверенность в моем высоком к Вам уважении.

(Подпись) В.М. КАМЕНЕВ
Министр рыбного хозяйства
СССР

Его Превосходительству
Посланию Токитиро Уомо
чрезвычайному и Полномочному
Послу Японии в СССР

（参考）

この取極は、一九七二年四月十八日付けの日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の北太平洋捕鯨国際監視員制度協定（昭和四十七年二国間条約集参照）を一九八〇年二月二十九日まで更新したものである。